

特命随意契約公表一覧表

所属	契約の名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称	契約の相手方の所在地	契約金額 (税込み)	業者選定の理由および根拠法令	係(班)名等	電話番号
社会活動推進課	コラボレーション福岡ホームページ等運用業務委託契約	令和5年4月1日	株式会社Qtmedia	福岡市中央区天神1-4-2 5階	1,480,800円	本システムは株式会社QTmediaが開発したシステムであり、システムの構造に公開されない独自設定があることから、株式会社QTmediaのみ保守業務が可能のため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	協働班	092-643-3938
文化振興課	令和5年度「福岡県障がい者アートレンタル事業」実施業務委託契約	令和5年4月1日	特定非営利活動法人まる	福岡市中央区野間1-13-1	3,584,000円	本事業の遂行には、障がい者アーティストについて情報を有し、良好な関係を築いていること、作品の芸術的価値の高さを評価する見識を持っていることが必要であり、両方の要件を満たす事業者が特定非営利活動法人まるのみであるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	文化第2係	092-643-3383
文化振興課	令和5年度アクロス福岡地下2階南側地下通路及び南階段警備業務委託契約	令和5年4月1日	株式会社にしけい	福岡市博多区店屋町5番10号	1,383,360円	アクロス福岡南側地下道は、アクロス福岡地下2階から、天神中央公園地下駐車場、福岡市役所等を結ぶもので、アクロス福岡建設に併せて建設されたものである。南側地下道の監視モニターはアクロス福岡の中央監視センターとつながっており、日常の巡回警備や緊急時の対応など、ビル全体の警備業務と一体的に実施されている。このため、当該警備業務については、アクロス福岡本体の警備業務を委託している業者に委託することが効率的かつ合理的である。(地方自治法施行令第167号の2第1項第2号該当)	文化第1係	092-643-3382
文化振興課	令和5年度「福岡県障がい者アートレンタル事業」実施業務委託契約	令和5年4月1日	特定非営利活動法人まる	福岡市中央区野間1-13-1	3,584,000円	本事業の遂行には、障がい者アーティストについて情報を有し、良好な関係を築いていること、作品の芸術的価値の高さを評価する見識を持っていることが必要であり、両方の要件を満たす事業者が特定非営利活動法人まるのみであるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	文化第2係	092-643-3383
文化振興課	令和5年度「福岡県障がい者文化芸術活動支援センター運営事業」業務委託契約	令和5年4月1日	特定非営利活動法人まる	福岡市中央区野間1-13-1	5,284,000円	本事業においては、県内の障がい者文化芸術活動の現状・課題を熟知し、それに対応できる企画力・ネットワーク構築力が必要であり、また、著作権をはじめとした権利トラブルや、事業相談等へも対応できる幅広い知識が求められることから、要件を満たす事業者が特定非営利活動法人まるのみであるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	文化第2係	092-643-3383
文化振興課 新県立美術館建設室	新福岡県立美術館ホームページ運営業務	令和5年4月11日	株式会社日本システムサプライ	福岡市中央区天神4丁目6番28号 天神ファーストビル	3,961,650円	当該ホームページについては、株式会社日本システムサプライが構築を行った。また、サーバーは現県立美術館のそれを使用し運用している。今後もシステム運用について一体的な管理が必要であり、その管理に必要な両ホームページのシステム情報を保有しているのは、システム情報の設計に携わった株式会社日本システムサプライ1社のみであるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	企画班	092-643-3346
文化振興課 新県立美術館建設室	新福岡県立美術館整備事業基本設計大濠公園日本庭園改修アドバイザー業務	令和5年4月28日	株式会社中根庭園研究所	京都府京都市右京区谷口唐田ノ内町1-6	3,173,500円	業務を実施するにあたり、大濠公園日本庭園作庭当初の趣旨や作庭の基本理念について熟知、精通し、改修案の課題を洗い出した上で、作庭当初の趣旨等を踏まえた助言、提言を行うことができる者は、作庭に携わった株式会社中根庭園研究所1者のみであるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	施設班	092-643-3346

特命随意契約公表一覧表

所属	契約の名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称	契約の相手方の所在地	契約金額 (税込み)	業者選定の理由および根拠法令	係(班)名等	電話番号
男女共同参画推進課	令和5年度福岡県男女共同参画センター事業委託業務契約	令和5年4月1日	公益財団法人 福岡県女性財団	春日市原町3丁目1番地の7	88,176,000円	福岡県男女共同参画センターにおける事業は、男女共同参画に係る情報提供、調査研究、相談支援、研修等を実施するとともに、県民の自主的な活動及び交流の場を提供し、男女共同参画社会の形成に寄与するものである。実施にあたっては、①県内全域での事業実施、②公共性・公平性の確保、③男女共同参画に関する専門知識、④女性団体、経済団体、市町村等事業推進主体とのネットワークが求められる。県内においてこれらの条件を満たし、事業を行える体制を備えているのは、公益財団法人福岡県女性財団のみである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	参画推進係	092-643-3391
男女共同参画推進課	婦人保護施設管理運営業務委託	令和5年4月1日	社会福祉法人 福岡県社会事業団	福岡市博多区西春町	84,876,200円	婦人保護施設は、社会福祉法により、地方自治体又は社会福祉法人による経営が原則である。入所者の安全確保のためのノウハウや、入所者の人命に関わるDV加害者対応における、専門知識・実務経験が必要とされる。本県において、婦人保護施設の運営実績がある2つの社会福祉法人のうち、現在も運営の意思がある法人は当該法人のみであり、昭和22年から婦人保護施設を管理・運営しているため、長年の経験とノウハウを有する。よって、当該法人との特命随意契約とする。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	女性保護係	092-643-3409
男女共同参画推進課	企業における女性活躍推進事業「専門家派遣」運営業務委託契約	令和5年5月8日	株式会社東京リーガルマインド	東京都千代田区神田三崎町2丁目2番12号	6,814,500円	本契約は、女性の活躍を推進するため、県内企業等を対象に一般事業主行動計画の策定や就業規則の整備等の取組が実施されるよう、専門家を派遣し、企業の実情に応じたアドバイスを行うものである。 当相手方は、令和3年度本契約において、企画提案方式で選定され、誠実に履行した実績を持ち、また、業務の根幹は、令和3年度から大きな変化はなく、令和5年度も確実に履行することが見込まれるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	女性活躍推進室	092-643-3399
男女共同参画推進課	困難を抱える若年女性支援事業業務委託	令和5年4月1日	特定非営利活動法人 そだちの樹	福岡市中央区大名2丁目6番31号	10,597,600円	困難を抱える若年女性を支援するため、アウトリーチ支援や安心・安全な居場所の確保、自立支援を一貫して行う支援の仕組みを有しているのが、そだちの樹のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	女性保護係	092-643-3409
男女共同参画推進課	令和5年度女性と社会のつながり支援事業業務委託契約	令和5年4月1日	一般社団法人ソーシャルワーク・オフィス福岡	直方市湯野原1丁目9-19	8,250,000円	様々な困難を抱える女性へのアウトリーチ支援を行うために必要な専門的知識と豊富な経験を有し、関係団体との連携・協力の仕組みを有しているのがソーシャルワーク・オフィス福岡のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	女性保護係	092-643-3409
男女共同参画推進課	変化の時代をリードする女性人材育成強化事業運営業務委託契約	令和5年6月30日	株式会社サイズラーニング	福岡市中央区大濠公園2-35-901	12,549,680円	本契約は、県内企業等に勤務する女性従業員を対象とした、階層別(課長相当、係長相当、若手)の総合的な研修の企画・運営業務を委託するものである。 当相手方は、令和3年度本契約において、企画提案方式で選定され、誠実に履行した実績を持ち、また、業務の根幹は、令和3年度から大きな変化はなく、令和5年度も確実に履行することが見込まれるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	女性活躍推進室	092-643-3399

特命随意契約公表一覧表

所属	契約の名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称	契約の相手方の所在地	契約金額 (税込み)	業者選定の理由および根拠法令	係(班)名等	電話番号
生活安全課	「福岡県の安全・安心まちづくり」ウェブサイト運用保守業務委託	令和5年4月1日	モア情報システム株式会社	福岡市南区大橋	1,039,720円	本システムは、モア情報システム株式会社が開発したものであり、独自のメール配信システム等備えたものであるため、特定のシステムに係る運用保守、改修等を当該システムの開発者に委託するもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	地域防犯推進係	092-643-3124
生活安全課	令和5年度飲酒運転撲滅条例周知・通報訓練等促進業務委託契約	令和5年4月1日	一般財団法人福岡県交通安全協会	福岡市博多区千代1丁目25番15号	21,067,893円	当該協会は、道路交通法に基づき「福岡県交通安全活動推進センター」に指定され、地域の交通安全活動の中核的役割を担い、県内各地区の交通安全協会とのネットワークも有する。また、交通関係法令を熟知した職員を多数配置しており、交通安全に関する長い経験と豊富な知識を有する。同協会は、安全運転管理者講習に併せて、撲滅取組・宣言登録勸奨の機会を提供し、企業等への訪問による条例の周知、各取組の効果的な勸奨を行うことが可能な県内で唯一の団体である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	交通安全係	092-643-3167
生活安全課	令和5年度福岡犯罪被害者総合サポートセンター運営業務委託契約	令和5年4月1日	公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター	非公表	18,787,219円	本契約により委託する業務は、犯罪被害者等への相談対応や支援を内容としているものである。公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターは、前身のNPO法人を含め平成12年から支援業務を行っており、平成21年には福岡県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けている。警察から、犯罪被害者の被害情報等の提供を受けることにより、迅速かつ適切な直接的支援を行うことが可能となるなど、豊富な支援活動実績と専門的ノウハウを有しているため、同法人を選定したものの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	性暴力・犯罪被害対策係	092-289-9395
生活安全課	令和5年度性暴力被害者支援センター・ふくおか運営業務委託契約	令和5年4月1日	公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター	非公表	45,664,724円	本契約により委託する業務は、性暴力被害者等への相談対応や支援を内容としているものである。公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターは、前身のNPO法人を含め平成20年度から本件犯罪被害者全般総合窓口である「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」の受託者であり、性暴力被害者支援センター・ふくおかにおける、平日夜間帯の相談及び付添い支援は、福岡犯罪被害者総合サポートセンターの職員が対応することとしている。このため、事案に応じ司法手続や行政手続に関する直接的な支援等については、福岡犯罪被害者総合サポートセンターと連携を図りながら、性暴力被害者等への継続した支援が可能となるため、同法人を選定したものの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	性暴力・犯罪被害対策係	092-289-9395
生活安全課	飲酒運転相談窓口運営業務委託契約	令和5年4月3日	医療法人 優なぎ会	福岡市東区雁の巣1丁目26番1号	3,239,500円	当該法人は、アルコール依存症等の治療について実績を有する専門病院として、県内で唯一、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例に基づく「飲酒運転撲滅対策医療センター」の指定を受けた雁の巣病院を運営する医療法人である。県内の同治療の連携体制構築の中核的役割を担い、専門的対応に習熟した職員を多数配置し、相談対策に関する長い経験と豊富な知識を有している。以上のとおり、県内において、他機関と連携し、本業務を効果的に実施することができる事業者は他にないため、同法人を選定するもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	交通安全係	092-643-3167

特命随意契約公表一覧表

所属	契約の名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称	契約の相手方の所在地	契約金額 (税込み)	業者選定の理由および根拠法令	係(班)名等	電話番号
生活安全課	令和5年度性暴力根絶啓発SNS広報業務委託	令和5年7月19日	株式会社ジェイコム九州	福岡市中央区那の津三丁目13番10号	2,098,800円	当事業者は、令和4年度に企画提案公募方式により選定された者であり、令和4年度の委託業務において、SNS広告の表示回数や再生回数等の広報与件に関する目標値を達成するなど、誠実に履行した実績を持っている。 また、本事業の根幹は、昨年度から大きな変化はなく、性暴力根絶に向けた広報作成への的確な理解と対応について実績のある者に委託することで、効果的・効率的に事業を実施することができるため、当事業者を選定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	性暴力・犯罪被害対策係	092-289-9395
生活安全課	令和5年度小学生及び学生向け性暴力等啓発冊子増刷等業務委託	令和6年2月14日	アド印刷株式会社	福岡市博多区榎田1丁目3番23号	4,499,000円	本契約業務は、小学校低学年、小学校高学年及び大学生向けの性暴力等啓発冊子を作成(既存冊子の内容追記)、発送するものだが、内容の追記に当たっては、現行の冊子と統一的なイラスト・デザイン等とする必要がある。本啓発冊子は、令和2年度にアド印刷株式会社に委託し、作成したものであり、今回の追記は軽微なものであるため、新たな業者を選定し冊子の新規作成を依頼するよりも、効果的、効率的に業務を遂行することができる。よって、同社を選定するもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	性暴力・犯罪被害対策係	092-289-9395
私学振興課	「stanford e-Fukuoka」プログラム委託契約	令和5年4月1日	スタンフォード大学	アメリカ合衆国	7,399,150円	ディベート及びディスカッションを中心に構成された英語による異文化理解教育プログラムである「Stanford e-Fukuoka」プログラムを提供できるのは、スタンフォード大学のみであるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	運営支援係	092-643-3083
私学振興課	令和5年度私立高等学校ワンヘルス教育推進事業業務委託契約	令和5年7月7日	公益社団法人福岡県獣医師会	福岡市中央区赤坂1丁目4番29号	2,950,000円	福岡県獣医師会は、ワンヘルスに関する専門的な知識を有しており、令和3年度から県内の学校に配布しているリーフレットや副読本は県教育委員会と福岡県獣医師会が協同で作成している。また、既に令和3年度から県内の研究協力校10校を対象に実践活動の授業や教員向け研修を実施しており、関係機関との連携によって、各私立高等学校の特色に沿った授業の実施が可能であることが分かっている。他の業者で上記のように専門知識を有し、かつ高等学校での授業実施が可能者がいないことから、福岡県獣医師会と委託契約を締結する必要がある。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	小中高等学校係	092-643-3129
私学振興課	第2期Stanford e-Fukuokaプログラム現地研修に係る業務委託	令和5年7月11日	VIA (Volunteers in Asia)	アメリカ合衆国	1,336,274円	企業内の視察や企業スタッフとの対談等、本事業の目的に合致する高度な学びの機会を提供することができるのは、VIAのみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	運営支援係	092-643-3083
私学振興課	私学情報システム改修及び運用・保守業務委託契約	令和5年10月6日	TIS株式会社九州支社	福岡市博多区博多駅東2-5-1	1,215,500円	当該システムは、県内私立学校に係る基本データや決算情報等を入力してデータを処理し、私立学校経常費補助金の算定に活用しているものである。同システムは平成12年度の全面改修により、TIS株式会社が作成し当課保有のパソコン内に構築しているが、補助金算定に係る交付要綱の改正に対応する改修を行う必要がある。 システム障害対応及び交付要綱改正に伴うシステムの改修ができる業者は、当該システムの開発を行った同社のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	運営支援係	092-643-3083

特命随意契約公表一覧表

所属	契約の名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称	契約の相手方の所在地	契約金額 (税込み)	業者選定の理由および根拠法令	係(班)名等	電話番号
私学振興課	「stanford e-Fukuoka」プログラム委託契約	令和5年11月24日	スタンフォード大学	アメリカ合衆国	2,410,080円	ディベート及びディスカッションを中心に構成された英語による異文化理解教育プログラムである「Stanford e-Fukuoka」プログラムを提供できるのは、スタンフォード大学のみであるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	運営支援係	092-643-3083
青少年育成課	令和5年度図書類等自動販売機追跡調査業務委託契約	令和5年4月1日	公益社団法人福岡県少年警察ボランティア協会	福岡市博多区千代4丁目29番46号	1,254,959円	当該業務を委託することができる相手方は、各地区に少年補導員を有し、各警察署等との連携体制を構築している公益社団法人福岡県少年警察ボランティア協会しかいないため、同法人を選定するもの (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	支援係	092-643-3388
青少年育成課	LINE相談応答システム(KANAMETO)賃借契約	令和5年4月1日	トランス・コスモス株式会社	東京都渋谷区東1-2-20	924,000円	継続的、効果的、効率的に相談業務に対応するため、同事業者がすでに構築したLINE相談応答システム(KANAMETO)を引き続き使用することが必要不可欠であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	支援係	092-643-3388
青少年育成課	福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口運営業務委託契約	令和5年4月1日	特定非営利活動法人ITサポートさが	佐賀県佐賀市神野東二丁目1-25	5,500,000円	相談窓口の設置目的であるネットトラブルを抱える子どもの早期支援を図るため、また、継続的、効果的、効率的に相談業務に対応するため、十分な知識とノウハウをもつ同法人と契約を締結することが必要不可欠であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	支援係	092-643-3388
青少年育成課	令和5年度非行少年等の就労支援準備事業業務委託	令和5年4月1日	特定非営利活動法人福岡県就労支援事業機構	福岡市中央区舞鶴1丁目4-7	6,314,000円	本事業を円滑に実施できるのは、関係機関との強固なネットワークを有し、非行少年の就労支援の実績とノウハウを有する当該団体のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	支援係	092-643-3388
青少年育成課	令和5年度福岡県若者自立相談窓口運営業務委託	令和5年4月1日	特定非営利活動法人JACFA	福岡市東区箱崎五丁目11番	12,965,788円	当該業務は、関係機関及び支援対象者との信頼関係の構築が不可欠であり、実施機関を変更すると効果的かつ継続的な支援及び関係機関との連携を行えないことから、特命随意契約とするもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	支援係	092-643-3388
青少年育成課	家庭でのネット利用のルール作りにつなげる保護者向け研修事業業務委託契約	令和5年6月9日	ポールトゥウィン株式会社	愛知県名古屋千種区今池一丁目5番9号	2,437,380円	ポールトゥウィン株式会社は、平成30年度から県内の中学校教員対して、生徒のインターネットの適正利用、ネット依存防止に関する指導のあり方について研修事業を行っており、これまでの児童生徒への指導内容に十分な知識とノウハウの蓄積がある。 保護者に対して、児童生徒への指導ポイントを捉えた一貫性のある効果的な研修を実施することが可能であり、十分な知識とノウハウを持つ同法人と契約を締結することが必要不可欠であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	支援係	092-643-3388

特命随意契約公表一覧表

所属	契約の名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称	契約の相手方の所在地	契約金額 (税込み)	業者選定の理由および根拠法令	係(班)名等	電話番号
スポーツ企画課	ワンヘルスパーク運営業務委託契約	令和5年4月1日	一般社団法人 福岡馬事協会	福岡市早良区東入部3-16-3	27,832,200円	当該団体は、馬事の普及及び振興に関する事業を行うことによる市民の心身の健全な発達並びに地域経済社会の発展及び成長に寄与することを目的に、2017年3月に設立されて、馬事普及に関する事業、馬匹を使用した社会福祉に関する事業、馬匹その他の動物を使用した企画及びその実施に関する事業、青少年育成の支援に関する事業等を実施している。本事業で取り扱う馬を使った各種体験では乗馬指導資格が必要なだけでなく、保健所への届け出やその取り扱いに専門性が求められ、馬を取り扱う事業者は県内に数多くあるが馬術競技以外の、馬を使用したホースセラピーなどの社会福祉に関する事業、ふれあい体験などの青少年育成の支援に関する事業を実施しているのは一般社団法人福岡馬事協会のみであるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	企画管理係	092-643-3407
スポーツ振興課	令和5年度障がい者スポーツ推進事業(社会参加支援)業務委託契約	令和5年4月1日	福岡県障害者社会参加推進センター	春日市原町3丁目1番7号	7,599,000円	本業務においては、各障がい者団体と連携・協力しながら合意を形成し、事業を実施できることが求められるが、このような団体は、事業の企画立案等にあたり各障がい者団体と協議会を設置し、当事者団体の意見等を参考に事業を実施できる福岡県障害者社会参加推進センターを除いて、県内には他に存在しないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	障がい者スポーツ係	092-643-3991
スポーツ振興課	令和5年度福岡県障がい者スポーツ・レクリエーション振興事業委託契約	令和5年4月1日	一般社団法人福岡県障がい者スポーツ協会	春日市原町3丁目1番7号	5,555,000円	本業務は、障がい者スポーツに関する各種競技の知識及び実技の教習・指導等の専門的知識や技術が求められる。当協会は、障がい者に適したスポーツの普及・振興を図ることにより、障がい者の健康の維持、体力の維持増強を図り、障がい者の社会参加の促進に資することを目的として、平成元年9月に設置されて以来、本県の障がい者スポーツ・レクリエーション事業の普及・振興において中心的役割を担っている団体であり、このように本事業の目的を十分に達成しうる団体は県内において他にはないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	障がい者スポーツ係	092-643-3991
スポーツ振興課	令和5年度福岡県パラスポーツ交流会開催事業業務委託	令和5年4月1日	一般社団法人福岡県障がい者スポーツ協会	春日市原町3丁目1番7号	4,617,800円	本事業を実施するためには、障がい者スポーツに関する十分な知見をもち、また、障がい者スポーツ競技団体や障がい者スポーツ指導者協議会と連携を図りながら、企画・運営をしていく必要がある。当該協会は、県内全域で障がい者スポーツの普及・指導をおこなっている団体であり、障がい者スポーツに関する競技指導や体験時に使用する用具の使用方法などの専門的知識や技術を有し、また、障がい者スポーツ指導員の派遣もおこなっている。県内の他の団体で、障がい者スポーツを専門的に実施している団体は、他に存在しないことから、当該団体を選定したものの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	障がい者スポーツ係	092-643-3991

特命随意契約公表一覧表

所属	契約の名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称	契約の相手方の所在地	契約金額 (税込み)	業者選定の理由および根拠法令	係(班)名等	電話番号
スポーツ振興課	令和5年度福岡県パラアスリート助成事業委託契約	令和5年4月1日	公益社団法人福岡県スポーツ推進基金	福岡市博多区吉塚本町13-50	23,681,850円	当該団体は、福岡県ゆかりのトップアスリートの活動を支援する事業やファンエンゲージメント促進事業、スポーツの魅力発信事業を実施している。今回、標記事業を当該団体に委託することで、障がいの有無に関わらず、本県ゆかりのトップアスリートに対し福岡県が一元的にその活動を支援することができる。また、本県ゆかりのパラアスリートの活動や活躍を、当該団体が行うファンエンゲージメント促進事業や魅力発信事業とリンクさせることで、障がい者スポーツの認知度向上や、共生社会の実現に寄与することから、当該団体を選定したものの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	障がい者スポーツ係	092-643-3991
スポーツ振興課	第35回全国健康福祉祭えひめ大会(ねんりんピック愛顔のえひめ2023)選手派遣事業委託契約	令和5年4月1日	社会福祉法人福岡県社会福祉協議会	春日市原町3丁目1番7号	23,600,676円	当該団体は、厚生省(現厚生労働省)通知を受け各都道府県に整備された「明るい長寿社会推進機構(以下、推進機構)」である。全国健康福祉祭は厚生労働省、開催地都道府県(全国持ち回り)、一般財団法人長寿社会開発センター(推進機構の上部団体)が主催となって開催され、高齢者を中心とした健康と福祉の祭典である。実施にあたっては、推進機構が参加する会議の中で本事業に関する協議や情報共有を行っており、当該団体以外が受託した場合、主催者や各都道府県の推進機構との綿密な連絡調整が困難となる恐れがあることから、当該団体を選定したものの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	地域スポーツ係	092-643-3515
スポーツ振興課	第23回福岡県ねんりんスポーツ・文化祭開催事業委託契約	令和5年4月1日	社会福祉法人福岡県社会福祉協議会	春日市原町3丁目1番7号	15,320,288円	当該団体は、厚生省(現 厚生労働省)通知を受け各都道府県に整備された「明るい長寿社会づくり推進機構(以下、推進機構という。)」であり、高齢者の生活や健康、生きがいづくりに関する十分な知識、経験、情報を持つ。また、過去の実績から各市町村社協や老人クラブ、スポーツ・文化団体との幅広いネットワークを有するため、高齢者にやさしいイベントを企画することができることから、本事業の効果的・効率的運営が可能な当該団体を選定したものの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	地域スポーツ係	092-643-3515
スポーツ振興課	令和5年度福岡県部活動改革推進事業委託契約	令和5年4月10日	公益財団法人福岡県スポーツ協会	福岡市博多区東平尾公園2丁目1-4	770,820円	本事業は、市町村スポーツ協会に対して、意識改革を行うためのインベーションカレッジを開催するものである。そのため、市町村スポーツ協会の事業や指導者数等の現状を把握、分析し、競技団体や学校体育団体と連携することが求められる。当協会は、県内における体育・スポーツの健全な発展に寄与することを目的として、県内スポーツの競技力の向上と、生涯スポーツの振興において中心的役割を担ってきた団体である。また、広く県民が、日常生活においてスポーツに親しめるようにするため、スポーツの普及・振興を図るとともに、トップアスリートの養成と競技力の飛躍的な向上を目指し、諸事業を実施している。このような理由から、当該団体を選定したものの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	地域スポーツ係	092-643-3515

特命随意契約公表一覧表

所属	契約の名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称	契約の相手方の所在地	契約金額 (税込み)	業者選定の理由および根拠法令	係(班)名等	電話番号
スポーツ振興課	令和5年度「アーバン指導者養成事業(スケートボード競技)」業務委託契約	令和5年7月1日	特定非営利活動法人熱中SKATEBOARDING	福岡市東区西戸崎6丁目15-7	682,000円	当該団体は、福岡県内でスケートボード競技の普及を行っている団体である。過去に、福岡市内など様々な場所でスケートボード体験会を実施してきた実績があると共に、医学的な根拠に基づいて、初級者から上級者までを指導するスケートボード指導のカリキュラムを作成した実績がある。このようなカリキュラムを作成している団体は他に無く、本事業を当該団体に委託することで、福岡県独自のカリキュラムを作成することができるのと同時に、効果的な指導者育成が期待できることから、当該団体を選定したものの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	地域スポーツ係	092-643-3515
アジア文化交流センター	令和5年度九州国立博物館パーキングシステム保守業務	令和5年4月1日	アマノ株式会社九州パーキング支店	福岡市博多区堅粕3-6-15	1,760,000円	博物館開館以来継続利用している保守対象パーキングシステムはアマノ株式会社が開発しており、機器の保守や故障時における部品の供給及び交換作業は、当該機器の製造者であるアマノ株式会社でしか実施することができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	広報課	092-929-3272
アジア文化交流センター	九州国立博物館来館者対応等業務(特別展「アール・ヌーヴォーのガラス」に伴う追加ポスト配置)	令和5年4月17日	株式会社九電ビジネスフロント	福岡市中央区天神2-12-1天神ビル4階	1,864,830円	当該業者は、通常開館時における来館者対応業務の現委託先であり、博物館の特殊性に応じた適切な来館者対応を行うという契約の目的を継続的、効果的、効率的に達成するためには、通常開館時と同一の相手方と契約を締結することが必要不可欠であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	広報課	092-929-3272
アジア文化交流センター	九州国立博物館来館者対応等業務(特別展「古代メキシコ」に伴う追加ポスト配置)	令和5年10月2日	株式会社九電ビジネスフロント	福岡市中央区天神2-12-1天神ビル4階	3,130,551円	当該業者は、通常開館時における来館者対応業務の現委託先であり、博物館の特殊性に応じた適切な来館者対応を行うという契約の目的を継続的、効果的、効率的に達成するためには、通常開館時と同一の相手方と契約を締結することが必要不可欠であるため。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	広報課	092-929-3272
アジア文化交流センター	文化財売買契約	令和5年10月17日	有限会社 白水	東京都港区芝公園1丁目2-17	15,000,000円	「広形銅戈鋳型」は代替品がなく、所蔵者である当該法人以外からは購入することができないため、当該法人との特命随意契約とするもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	交流課	092-929-3291
アジア文化交流センター	九州国立博物館展示資料等輸送業務(鹿児島県奄美群島分)	令和6年1月11日	日本通運株式会社福岡支店	福岡市博多区下呉服町1番1号	1,375,524円	文化財を輸送するにあたり一時的に鹿児島市内及び奄美大島にて倉庫に保管する必要があるが、該当地に文化財に適した温度・湿度等を調整できる美術品専用倉庫を有するのは、日本通運株式会社のみのため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	展示課	092-929-3297
アジア文化交流センター	九州国立博物館来館者対応等業務(特別展「生誕270年 長沢芦雪」に伴う追加ポスト配置)	令和6年2月5日	株式会社九電ビジネスフロント	福岡市中央区天神2-12-1天神ビル4階	2,085,115円	当該業者は、通常開館時における来館者対応業務の現委託先であり、博物館の特殊性に応じた適切な来館者対応を行うという契約の目的を継続的、効果的、効率的に達成するためには、通常開館時と同一の相手方と契約を締結することが必要不可欠であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	広報課	092-929-3272
女性相談所	令和5年度福岡県DV被害者等自立生活援助事業業務委託契約	令和5年4月1日	特定非営利活動法人アジア女性センター	福岡市博多駅東3丁目9-3-403	4,244,100円	被害者からの相談を受け支援を行っていくために必要なノウハウや実績を有しているのが、アジア女性センターのみであるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	女性相談所保護課	092-574-0267

特命随意契約公表一覧表

所属	契約の名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称	契約の相手方の所在地	契約金額 (税込み)	業者選定の理由および根拠法令	係(班)名等	電話番号
消費生活センター	令和5年度高齢者・障がい者の消費者被害防止事業	令和5年4月17日	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡	福岡市博多区博多駅前1-18-16-302	5,025,328円	当事業者は、令和4年度事業において企画提案方式で選定された者であり、これまでの業務遂行を通じて本事業に関するノウハウを有しており、過去の実施状況を踏まえて、より効果的・効率的に事業を実施し、目標達成を図ることができるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	相談啓発課	092-632-1600
消費生活センター	令和5年度福岡県消費者安全確保地域協議会設置促進研修業務委託契約	令和5年5月9日	公益社団法人全国消費生活相談員協会	東京都中央区日本橋堀留町2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留101	2,559,658円	同協会は、国民生活センターの消費生活相談をはじめ、国や地方公共団体等の消費者行政に関連した研修業務等を受託して実施している公益社団法人である。同協会は、令和4年度に企画提案型契約方式により委託業者に選定され、当該業務を誠実に履行した実績があることから、本契約も確実に履行することが見込まれる。また、業務内容は、昨年度から変更がなく、令和元年度から令和4年度までの実績で、本業務実施のために必要なノウハウを蓄積しており、同協会と契約を締結することにより、本研修事業を効果的かつ効率的に実施できるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	相談啓発課	092-632-1600